

政策会議付議事案書（令和7年7月8日）

提案課名 秦野駅北口にぎわい創造担当

報告者名 上松 太一

事案名	秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する 条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	「秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（以下「本条例」という。）」は、商業地における土地活用を奨励し、企業等の立地及び施設再整備を推進することにより、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、生活と産業とが調和した活力のあるまちづくりに役立てることを目的に制定したもので、小田急線4駅周辺にぎわい創造に向けた取組の一つとして運用しています。 しかし、これまで4駅いずれにおいても対象となる事業の実績はなく、現在、秦野駅北口周辺地区に、商業・業務系の土地利用を推進するための用地を用意し、活用事業者を募集する準備を進めています。 本条例では、奨励処置の適用要件である事業活動の開始期限を令和9年12月31日と定めておりますが、昨今の働き方改革を含む様々な要因により、建築に係る期間が増加していることから、これから条例の奨励処置を見込む事業については、この期限までに、事業活動を開始できない可能性があります。 そこで、事業活動開始の期日及び条例効力の期日をそれぞれ5年間延長し、引き続き、商業・業務系企業の投資機会の啓発と投資意欲の向上を図り、企業立地を推進するため、本条例の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	令和3年12月 小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針の方針決定 令和4年 3月 「秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例」の制定 令和4年 8月 商業・業務系土地利用推進重点区域の政策決定 令和5年11月 秦野駅北口周辺まちづくりビジョンの策定 令和7年 3月 秦野市中心市街地活性化基本計画の策定、内閣総理大臣認定 令和7年 4月 本条例の改正内容について検討したところ、これまでに奨励処置の対象となる事業の実績はなかったものの、現在基準に適合する施設計画を政策的に誘導することとしていることから、要件については従前どおりとし、事業用施設での「事業活動を開始する期限」及び「条例の有効期限」のみを5年間延長することを確認	
決定等を要する事項	本条例の適用期限に関わる次の項目について、それぞれ5年間延長すること。 1 事業用施設での事業活動を開始する期限について、現行の令和9年12月31日を令和14年12月31日に延長すること。（第3条第2項第4号関係） 2 本条例の有効期限について、現行の令和10年3月31日を令和15年3月31日に延長すること。（附則第2項関係）	
今後の取扱い	令和7年9月 令和7年9月第3回市議会定例会に条例改正議案を提出 〃 改正条例の施行	

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する
条例の一部を改正する条例

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本条例の適用期限である事業活動開始の期日及び条例効力の期日をそれぞれ 5 年延長し、商業・業務系企業の投資機会の啓発と投資意欲の向上を図り、企業立地を推進するため、改正するものであります。

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する
条例の一部を改正する条例

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（令和4年秦野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「令和9年12月31日」を「令和14年12月31日」に改める。

附則第2項中「令和10年3月31日」を「令和15年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(事業計画の認定) 第3条 (略) 2 市長は、前項の事業計画が提出された場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その認定をするものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業計画の認定に条件を付することができる。 (1)－(3) (略) (4) <u>令和14年12月31日</u>までに事業活動（施設再整備のときは、それにより建築をした事業用施設での事業活動をいう。以下同じ。）を開始すること。 (5)・(6) (略) 3 (略) 附 則 (この条例の失効等) 2 この条例は、<u>令和15年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定した奨励処置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。	(事業計画の認定) 第3条 (略) 2 市長は、前項の事業計画が提出された場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その認定をするものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業計画の認定に条件を付することができる。 (1)－(3) (略) (4) <u>令和9年12月31日</u>までに事業活動（施設再整備のときは、それにより建築をした事業用施設での事業活動をいう。以下同じ。）を開始すること。 (5)・(6) (略) 3 (略) 附 則 (この条例の失効等) 2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定した奨励処置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を改正する条例 工程

秦野駅北口にぎわい創造担当

